

四日市市告示第460号

四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年7月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱の一部を改正する要綱
四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱（平成29年四日市市告示第212号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、貴重な経験やノウハウを有する企業退職者を四日市市企業OB人材センター（以下「センター」という。）のアドバイザーとして登録し、中小企業者等（以下「企業者等」という。）の支援を行い、本市の産業活性化を図るとともに、次世代のものづくりの担い手となる子どもたちに、ものづくりの楽しさを伝えることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、貴重な経験やノウハウを有する企業退職者を四日市市企業OB人材センター（以下「センター」という。）のアドバイザーとして登録し、中小企業者等（以下「企業者等」という。）の支援を行い、本市の産業活性化を図るとともに、次世代のものづくりの担い手となる子どもたちに、ものづくりの楽しさを伝えることを目的とする。</p>

第3号様式を次のように改める。

第3号様式

四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録事項変更届

年 月 日

四 日 市 市 長

住 所

氏 名

連絡先 ()

四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録における登録内容に変更がありましたので、
四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱第6条の規定により届けます。

変更内容	変更前	変更後
氏 名		
住 所		
連 絡 先		
そ の 他		

添付書類：四日市市企業OB人材センターアドバイザー登録証
変更内容を証明できる書類等

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部工業振興課)